

第14回 特別セミナー開催



去る9月27日(金)午後1時より、3月の大阪セミナーに続き、国立オリンピック記念青少年センターにおいて、第14回特別セミナーが開催されました。

当日は友廣広報担当部長の司会で予定通りに進行され、冒頭の服部代表理事からの開催挨拶の後、各講師の先生方から貴重な講演を頂きました。

今回のセミナーは昨年に引き続き防犯カメラを取り上げ、「防犯カメラ技術の最新トレンドと防犯カメラの設置・運用の法的性質」をメインテーマに掲げ、各講師の方々のトークセッションとご講演をいただきました。

第1部のトークセッションでは、各社が販売する防犯

カメラの活用事例映像技術の紹介がありました。

第2部、第3部の講演では、公共空間における防犯対策や、街頭カメラによるプライバシー侵害の法的性質など、大変有意義な内容でした。出席された皆様は最後まで熱心に聴講され、盛況の内に午後5時頃閉会となりました。今回のセミナーも、協会会員の皆様への一層充実した防犯情報提供の場として開催されたもので、会員各社、総合防犯設備士、防犯設備士、地域関連協会、一般申込者、警察庁ならびにマスコミ関連などから多くの皆様にお集まり頂き、講演内容等、概ね高い評価を頂くことが出来ました。



第1部 トークセッション



司会：友廣広報担当部長

服部代表理事の挨拶

本日は、当協会第14回特別セミナーに、たくさんの方々にご参加いただき心から感謝を申し上げます。

また、ご参加の皆様方には、協会の事業運営について、日ごろ何かとご理解、ご支援を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、今回のテーマは、「防犯カメラ技術の最新トレンドと防犯カメラの設置・運用の法的性質」ですが、昨年9月の特別セミナーのテーマも防犯カメラについてでありました。実は、このセミナーが大変好評で、今年の3月には初めての試みとして、大阪で同じテーマで特別セミナーを開催したところであります。そこで、今回も防犯カメラを特別セミナーのテーマに選定をした次第であります。

近年防犯カメラの性能の向上と歩を合わせるように、その防犯効果が広く認知されるとともに、捜査や裁判の場でもその画像・映像が活用されております。

また、多くの市民の設置要望を受け、ますます多くの自治体が設置にかかる費用に対し補助制度を設けております。さらに、経済産業省や国土交通省の商店街まちづくり事業などでは有力な施策の一つとして防犯カメラの設置が採用されております。



服部代表理事

同時に、これまで防犯カメラの設置・普及が進んでおりました鉄道の駅や地下街などについても、2020年のオリンピックに向けて設備の新設や更新も更に進むものと考えております。

防犯カメラの設置・運用については、まだまだ川上から川下まで多くの課題が待ち構えております。日本防犯設備協会としても、本日ご参加の皆様方と力を合わせ、優良な機器の普及を図り、安全で安心して生活のできる社会の実現のため努力をしていきたいと考えております。引き続きご理解、ご協力をよろしく お願いいたします。

本日は、有難うございました。

第1部 トークセッション

メガピクセル映像を活用する防犯映像技術

株式会社 日立国際電気

柴崎 哲也 氏

ソニービジネスソリューション株式会社

野村 幸司 氏

パナソニックシステムネットワークス株式会社

首藤 秀樹 氏

司会 当協会顧問

三澤 賢洋 氏



第1部では、メガピクセル映像を活用する防犯映像技術をテーマに、当協会三澤顧問の司会でトークセッションが行われました。近年、複数の防犯カメラ映像によって、事件の状況を詳細に分析され、犯人逮捕に至る事例が増加しています。人物が特定できる画角での撮影、画質の向上、記録コマ数の増加など防犯映像技術の高性能化が早期解決に一役買っています。

ここでは3名のパネリストにより、各社が販売する防犯カメラの活用事例や映像技術について紹介されました。

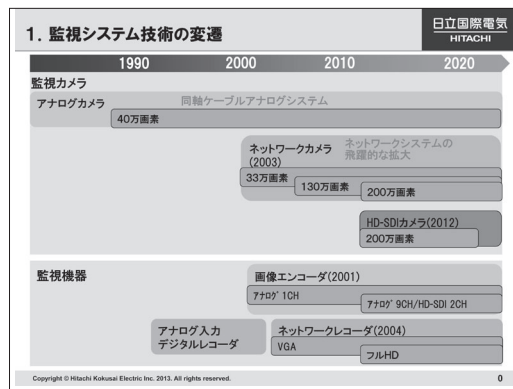
HD-SDI カメラシステムのご紹介

株式会社 日立国際電気 柴崎 哲也 氏

HD-SDIカメラシステムとは、フルハイビジョン映像信号伝送規格で、非圧縮デジタル映像とデジタル音声信号をBNCコネクタと同軸ケーブル1本で伝送できます。アナログカメラシステムを高精細なフルHD画像監視システムに置き換えたい、既設ケーブルを利用したい、アナログカメラシステムの感覚で容易にフルHD監視システムを構築したい、遅延のない映像でリアルタイム監視したい、といった要望をかなえるべく開発されました。

ケーブルを接続して電源を入れるだけで高精細なフルハイビジョン映像が確認でき、既設の同軸ケーブルを利用して接続が可能です。HD-SDIカメラは圧縮処理しないので、アナログカメラと同じように遅延はありません。

HD-SDIカメラの特長は、高画質、高精細でアナログカメラに比べて約5倍の解像度です。既設監視システムの伝送路などをそのまま利用でき、最小限の工事費用でHD化が実現可能。



高解像度化が進む監視カメラの現状と展望

パナソニックシステムネットワークス株式会社 首藤 秀樹 氏

高解像度化を支えるネットワークカメラは、レンズ、撮像センサ、信号処理技術の向上により実現しました。信号処理技術の進化が融合され、低照度環境の画質が飛躍的に向上し、月明かりほどの低照度においても画像が確認できるまでに向上しました。

解像度に対する画角比較では、圧倒的にフルHD(1080P)の方が広い範囲のカバーが可能です。フルHD化による効果(解像度に対する画角比較)では、車のナンバーなど鮮明に認識が可能です。HD対応カメラの現状は、低照度特性をはじめ、情報量の多さや鮮明な画像などフルHD化による優位性があります。

親水コート技術は雨天時の水滴付着による視認性劣化に対する改善を行ったもので、2重像低減機構による視認性改善は上方視野角を拡大し監視範囲を広げたいという要求に答えたものです。除湿素子による結露対策は、カメラ内部の湿度を保つために除湿素子を内蔵したものです。

近赤外線LEDにより照度ゼロでも撮影が可能になり、利用可能なシーンが拡大されました。高解像度化、高感度化+映像処理技術の進化技術革新によって高性能化された監視カメラは、暗い場所や人が入れない場所の監視、顔認証などのインテリ機能精度アップや高解像度化で証拠性、認識性が大幅にアップされ、安全・安心な社会の実現に大きく貢献できるでしょう。



メガピクセル・HD 映像を活用する防犯映像技術

ソニービジネスソリューション株式会社 野村 幸司 氏

ソニーの2012年度ネットワークカメラの販売台数は、前年比2倍の伸びで、低価格で高画質なHDネットワークカメラのニーズが強まっています。こうしたニーズに応えるため、10万円以下のネットワークカメラにもさまざまな高画質技術を搭載しました。

- ・最低被写体照度を従来の7~10倍に改善し暗所でも確実に撮影
- ・クラスNo.1のワイドダイナミックレンジ機能「View-DR」を標準搭載。1フレーム内で4枚の画像合成を行い暗いエリアと明るいエリアの視認性を劇的に改善
- ・デジタル処理によりポール設置時の「揺れ」を補正するスタビライザー機能

一方、IPELA HYBRIDは同軸ケーブル上にHD信号を送信する技術で、1本の同軸ケーブルでHD映像とアナログ映像の同時送信を可能としました。

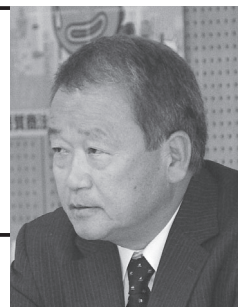
HD化によるセキュリティ向上、既存ケーブル活用によるコストメリット、既存アナログシステムとの統合、施工期間の短縮などにより、日本のオフィスビルでの課題を解決します。



第2部

公共空間における防犯対策

総合防犯士会(ASES)理事 総合防犯設備士 第01-0018号 永井 健三 氏



防犯カメラシステムの導入検討

全刑法犯の42%が街頭で起こっている現状を踏まえれば、街頭での犯罪防止対策が重要であることは明らかです。防犯対象物件個々の対策より街全体の防犯対策を講じるほうがより効果的です。公共空間の防犯対策で一番重要なのは、ハードとソフトの融合、物理的な抑止策と地域連携が不可欠です。

犯罪発生 の3原則は、「主導権は、いつの時代も犯罪者が握っている」「犯行場所と時間、そしてターゲットを決めるのは犯罪者である」「犯罪者が「やる気」になりさえすれば、犯罪は一方的にどこでも発生する」この3つです。防犯対策は犯罪者を「やる気」にさせない、犯行を諦めさせる環境をつくることです。この環境を防犯環境といい、最適な防犯環境をつくる必要があります。「捕まりたくない」という犯罪者心理、犯罪者は、相対的に弱いところを狙い、やりやすい環境かどうか、下見、情報収集を行います。この段階で「この街は、止めておいた方がよさそうだ」と犯罪者に思わせることが必要です。防犯対策には、費やせる予算を鑑み、最適な防犯環境づくりを目指すことが大切です。

公共空間の防犯対策では、ボランティアによる「見守り隊」、夜廻り、警察官のパトロール強化等があり、ハードとソフトの融合で目的達成し、物理的な抑止策と地域の連携が重要になります。

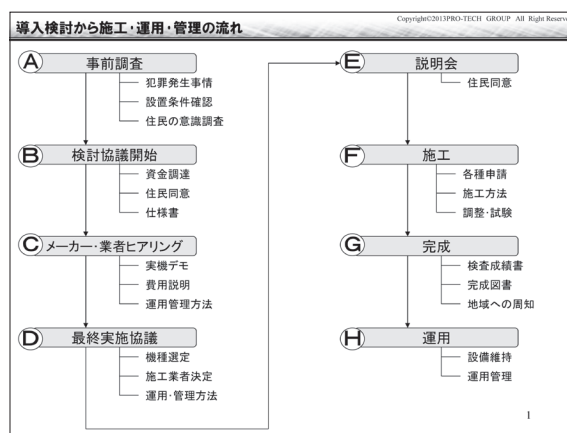
街頭防犯には録画一体型カメラシステムが効果的です。電源の配線のみが必要でその場で録画できます。集中監視装置の設置や配線が不要で、調査期間・工期が短期であり維持管理費が安価です。また、増設・移設が容易で省資源・エコ化が図られています。「録画一体型」というジャンルを確立し、2013年1月に当協会の優良防犯機器認定制度“RBSS”に『記録一体型屋外用』として認定基準が追加されました。

設置条件では、設置する場所・撮影範囲・方向を確認します。カメラの存在が目立つ場所に設置し、植栽等で隠れないように注意します。「カメラ作動中」などの表示物を設置する必要があります。

注意点としては、設置場所の管理者・所有者を確認し、設置許可を得ることです。例として、公道は県や市・町等、電柱は電力会社やNTT、公園は市や町会になります。照明柱や防犯灯は市町村や町会などに設置許可を得ることになります。カメラ設置には専門的知識が必要であり、専門業者、防犯設備士等、専門家に相談することが大切です。

各種の申請としては、助成金の申請は自治体などへ、共架許可申請は電力会社やNTT、市町村、警察などへ、道路占用許可は都道府県、市町村などへ、道路使用許可は警察へ、電力引き込み・契約変更は電力会社へ申請します。ポール建柱時の埋設物調査では、上下水道管、地中埋設電力・通信線、ガスなどを調べる必要があります。また、設置計画書は警察へ届出します。

防犯カメラ設置を検討する団体は多いが、資金調達がネックとなります。資金調達の面では、助成金、自己資金、寄付・募金・宣伝費とあり、助成金は防犯カメラ設置のみの助成と、「商店街活性化事業」など事業の一部で助成することがあります。自己資金は、助成金で足りない部分を臨時集金して補填することや、今までの積立金に余裕のある範



囲で実行することになります。近隣地域の企業からの寄付などや、表示物(告知板)に広告として企業名を掲載し、宣伝費を貰うこともあります。地域防犯に貢献していると言う意識づけにもなり、賛同者(社)も増加傾向にあります。

住民の同意では、町会の臨時総会や、同意書の回覧、住民の同意を得る資料として、設置目的の明確化・設置場所、撮影範囲を示すもの。設置費用や設置後の効果や運用管理、設置後の維持管理についての資料が必要です。そして、機種の説明や工事内容の説明等、決定した事項を再度住民に説明します。住民の理解を得て、防犯カメラ設置工事へ進みます。住民の参画なくして、地域防犯は確立できません。防犯カメラを設置した後、記念式典を開催するなどの啓蒙活動も必要でしょう。

設置者、メーカー、施工者との温度差と問題点

設置する防犯カメラが、発注者の要求する性能仕様は満たしているものの、設置後の管理・運用・維持等まで配慮した提案が必要になります。機器の性能仕様書などの数字に表れない部分を突き詰めることが重要です。機器の電気代や道路占用料(公道に設置した場合の占用料)、電力柱共架料(電力柱に設置した場合の占用料)、信号柱共架料(信号柱に設置した場合の占用料)、検証・出勤費・緊急対応費などです。

維持費として発生する費用では、データ抽出作業等の緊急対応費用、修理費や機器故障時の修理費、保守点検費やHD交換等を含んだ機器点検費用も掛かります。通信費ではインターネットを使用した場合の通信料や光ケーブル使用料が掛かります。10台設置するだけで年間100万円を超えるケースもあります。

定期点検や修理等の設備維持、運用管理面では、運営責任者・設備維持管理者の選定、画像提出の制限、苦情の処理等があり、仕様書の要求事項に加えて考慮するポイントです。設置して終わりとするのではなく、運用上の問題点、運用・管理・維持まで考慮した提案をすることが必要です。導入費を安くしたい場合は補助金等の活用が挙げられます。

今後の動向

防犯カメラの今後の動向として、高画質化が挙げられます。より高画質な映像が求められています。助成金については、大阪・東京などで、街頭防犯カメラ設置に対して、補助金を出すなど、各都市で、助成金が導入されており、公共空間における防犯カメラの設置は、さらに加速するものと思われます。地方都市でも助成金を導入する流れが出来てきています。地域の安全・安心は、地域に根付いた「安全・安心・見まもりカメラ」が担うところが大きいと思います。

第3部

防犯カメラの法的性質とその適正な運用

首都大学東京 都市教養学部法学系 教授 星 周一郎 氏



防犯カメラとプライバシー概念

防犯カメラは、犯罪抑止効果や犯罪捜査支援等の面で、その有効性に対する評価が高まっていることは周知の事実です。防犯カメラの急速な普及により、犯罪抑止効果や捜査支援機能・安心感が高まりましたが、他方、その設置や利用に際しては、不当なプライバシー侵害の防止等に配慮し、カメラの適正な運用に対する国民一般の信頼を確保・維持することが、同時に求められるものでもあります。プライバシーに対する影響に配慮する必要性は、常に存するわけです。

これらの問題を考える場合、影響を受けるとされる「プライバシー」の意義を明らかにする必要があります。プライバシー概念は、不明確なものでもあります。大きく2つの側面があり、公共空間における匿名性の権利という観念を含めた「一人で放っておいてもらう権利」と、個人情報保護法制にも関わる「自己情報コントロール権」（情報プライバシー権）とがあります。防犯カメラはこのプライバシーの両面に関わるもので、公共空間の匿名性の権利は、カメラ設置の適法性判断という「取得中心基準」に関わります。情報プライバシー権は、映像の適正利用の担保という「管理・利用中心基準」に関わります。防犯カメラ設置・使用の適法性判断は、「取得中心基準」では、設置目的の正当性・必要性の存在、設置状況（場所・画角等）の妥当性という判断につながります。「管理・利用中心基準」では、管理体制確立・データ使用の妥当性が求められます。

警察等設置の防犯カメラの法的性質

警察設置カメラについては、「取得中心基準」における法的根拠は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」と規定する警察法2条1項に求められます。それに基づいて、任意処分として設置・使用が可能です。但し、プライバシーへの影響がなくなるわけではありません。

それを踏まえると、具体的な設置要件は、大阪地判平成6年4月27日が示した、①目的の正当性、②客観的・具体的な必要性、③設置状況の妥当性、④設置・使用の有効性、⑤使用方法の相当性（「大阪地裁五要件」）により判断されます。たとえば、特定人の監視といえる設置は、違法とされやすくなります。

民間設置の防犯カメラの法的性質

民間の設置する防犯カメラの「取得中心基準」、すなわち、設置の適法性は、防犯カメラガイドライン等において通常示されていますが、犯罪の防止等を主たる目的とした目的の正当性、客観的・具体的な必要性、設置状況の適格性（防犯効果や証拠保全）、使用方法の相当性により判断されます。たとえば、私的空間や不必要な空間を撮影しない必要があります。

裁判例における具体的判断を見ますと、隣人監視の目的で隣人の通る私道を撮影する目的で設置したカメラは違法とされ、損害賠償が認められています（東京地判平成21・5・11）。他方、マンション管理者がマンションの共用玄関前に防犯目的でカメラを設置する場合は、適法とされています（京都地判平成21・9・25）。

カメラ映像の法的性質と管理・利用

防犯カメラ映像の法的性質と管理・利用、つまり「管理・利用中心基準」では、防犯カメラ映像が「個人情報」なのか問われます。通常は個人を特定できず、個人識別性はありません。しかし、映像解析や他情報との照合で特定できる場合があります。つまり、通常は「個人情報」でないが、「個人情報になりうる」ものという、やや曖昧な性質があるのです。

個人情報に該当する場合には、警察設置カメラは行政機関個人情報保護法、民間設置カメラは個人情報保護法の適用対象となります。個人情報に該当しない場合、適用法令は存在しませんが、「個人情報になりうる」ものである以上、個人情報保護法の「趣旨に則った」扱いが必要となり、警察設置カメラでは、公安委員会規則等の内規で、民間設置カメラでは、ガイドライン等または条例で対応することになります。

画像データの利用・提供については、本来の設置目的での利用・提供のほか、法令に基づく場合、生命・身体・財産の安全・公共の利益のために必要な場合等が適法とされ、防犯カメラガイドライン等でもそれが明文化されています。

まとめに代えて

以上をまとめますと、防犯カメラの適正な設置・使用の法的判断では、「取得中心基準」として防犯カメラの設置・判断には目的の正当性や客観的・具体的な必要性、設置状況の適格性が問われます。「管理・利用中心基準」では運営体制の確立、使用方法に関しては、個人情報保護法の趣旨を反映したものであることが必要です。

ところで、最近では、カメラが安価で高性能になってきたため、個人で入手して、防犯と称して隣人を監視することも可能になります。しかし、現時点で、この点に関する法的手当はほとんどなされておらず、今後問題化することも予想されます。また、2020年の東京オリンピック開催等に向けて、防犯カメラの必要性はますます高くなるものの、生体認証技術の使用や「ビッグデータ」にした上での解析といった新しい利用方法を考える場合には、個人情報保護法制との兼ね合いが、より厳格に問われることになるでしょう。

防犯カメラの設置・利用については、不当なプライバシー侵害の防止等に配慮しつつ、適切な運用のあり方を常に探究していく必要があるのです。